

様

地方財源の充実確保に関する要請書

平成25年11月20日

長野県知事 阿部 守 一

長野県市長会長 菅 谷 昭

長野県町村会長 藤 原 忠 彦

日頃、長野県及び県内市町村の健全な行財政運営に対しご配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

いわゆるアベノミクスにより、日本経済は緩やかに回復しつつありますが、その効果は、まだ、一部の大企業・大都市にとどまり、本県の経済環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした中、平成 26 年度税制改正に向けては、消費税率の引上げに伴う経済への影響を緩和する観点から、自動車取得税をはじめ地方財政に影響が及ぶ税目の見直しの検討がなされ、一方、地方財政対策については、地方財政計画における歳出特別枠の見直しなども検討されていると伺っております。

しかし、これらの見直し内容によっては、地方自治体の財政運営に支障が生ずる恐れがあり、とりわけ小規模町村への影響が懸念されます。

つきましては、税制改正及び地方財政対策の議論に当たって、本県の実情等も御賢察頂き、地方自治体が持続可能な財政運営を行う上で十分な財源が確保されますよう、次の事項に特段の御配意をお願いいたします。

I 平成 26 年度税制改正に関する事項

- 1 地方分権改革を進めるため、地方税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直す等により、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 2 投資減税や法人実効税率引下げの議論を行う場合には、必要な地方財源の確保を併せて検討し、地方財政に影響を与えないようにすること。
- 3 自動車取得税の見直しに当たっては、地方の意見を十分踏まえ、都道府県、市町村に減収が生じないよう安定的な代替の税財源を確保すること。
- 4 固定資産税は、市町村の大宗を占める重要な基幹税目であり、国の経済対策等の観点から償却資産課税の見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。
- 5 ゴルフ場利用税は、所在地の行政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 6 地球温暖化対策のための税は、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割に応じた税財源として確保すること。

Ⅱ 平成 26 年度地方財政対策に関する事項

1 厳しい地方財政の状況を踏まえ、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う増収や地方負担の増、社会保障関係費の自然増などを的確に見込み、必要な一般財源総額の確保を図ること。

特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額の確保を図ること。

2 地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するため、地方財政計画における歳出特別枠や地方交付税の別枠加算などの財政措置を堅持すること。

3 財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行ではなく地方交付税の法定率の引上げにより対応し、臨時財政対策債の廃止を図るとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。